

堺観光周遊バス助成要綱

1 事業目的

観光のため堺市内を周遊するバスに対し助成することにより、堺市内を訪れる観光ビジター数を増加させるとともに、当該ビジターのニーズを調査することを目的とする。

2 事業内容

(1) 概 要

堺市内の観光関連施設への来訪を促進するため、団体・グループが訪問する際に利用する借上げバスに対し助成する。

(2) 事業主体

公益社団法人 堺観光コンベンション協会（以下「協会」という。）

(3) 助成対象者

バスを借り上げて堺市内の観光関連施設（以下「施設」という。）を周遊する団体（ただし、堺市内の学校等は除く。）であって、以下の条件を満たすもの。

- ① 10名以上の団体で、4時間以上堺市内を周遊すること。（始点・終点については、堺市外であってもよい。）
- ② 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体が主催し、又は共催するものないこと。
- ③ 使用車両は、民間（市町等の交通局を含む。）貸切バスであること。ただし、レンタカーは除く。
- ④ 堺市内で宿泊するか、または日帰りの場合は堺市内のホテルまたは飲食店で消費税込1,000円以上の食事をとること。但し対象施設は当協会会員施設に限る。
- ⑤ 1店以上の堺市優良観光みやげ品販売店と、堺観光ガイドブック、当協会ホームページ等で解説・推奨されている有料施設1箇所を含む合わせて3箇所以上来訪すること。
- ⑥ 訪問施設の評価等に関するアンケート調査の回答を提出すること。
- ⑦ バスの運行に当たり、本助成金以外に当協会または堺市から他の補助金、助成金その他これに類する金品の交付を受けていないものであること。

(4) 助成額

バス1台当たりの上限は以下のとおりとする。ただし、全行程中、堺市内を旅行する部分（移動日含む）に限る。

- ① 宿泊の場合 30,000円
- ② 日帰りの場合 20,000円

3 申込手続き等

(1) 助成申込み

- ① 利用者は、旅行の10日前までに『堺観光周遊バス助成申請書』（様式1）により、協会に助成の申込みを行うものとする。（旅行業者等の手配による申請も可）
- ② 申込みに際しては、訪問施設等の名称及び行程が記載された書類を添付すること。

(2) 実施報告及び助成の請求

- ① 利用者は、旅行の最終催行日から1ヶ月以内に、『堺観光周遊バス実施報告書兼請求書』(様式2)を提出するものとする。
- ② 上記の提出に際しては、宿泊または食事並びに施設参観等を証明できる書類、バス借上げ金額が確認できる書類及びアンケートの回答を添付することとする。

(3) 決定通知及び支払い

協会会長は、提出された実施報告書兼請求書が適正であると認めたときは、それに基づき支払金額等を『堺観光周遊バス助成金額決定通知書』(様式3)により申請人に通知するとともに、その支払いを行う。

4 その他

その他当該助成実施に必要なことは別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。